

事業評価書 (事前 ・事後)

平成18年8月

| | | |
|-----------|---------------|--------|
| 評価対象(事業名) | 地域医療確保支援モデル事業 | |
| 担当部局・課 | 主管部局・課 | 医政局指導課 |
| | 関係部局・課 | |

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

| | 番号 | |
|------|----|-----------------------------------|
| 基本目標 | 1 | 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること |
| 施策目標 | 1 | 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること |
| | II | 医療機関の機能分化と連携を促進し、医療資源の効率的な活用を図ること |

(2) 事業の概要

| | | | | |
|--|-----|-----|-----|----------|
| 事業内容 (新規・一部新規) | | | | |
| 都道府県が独自に創意工夫を凝らして実施する先駆的な取組で、へき地など地域医療の確保を図るために実施するモデル事業に対する補助を行う。 | | | | |
| 予算概算要求額 | | | | (単位：百万円) |
| H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| — | — | — | — | 100 |

(3) 問題分析

| |
|---|
| <p>①現状分析</p> <p>小児救急医療・産科医療等の特定の診療科において医師の確保が困難となっている、病院間相互の機能分担が進んでいないなど、地域における医療資源の問題等により、医療の確保が困難な地域がある。</p> <p>②問題点</p> <p>大学医局による医師派遣調整機能が近年低下してきており、地域の医療提供体制の確保に責任を有する都道府県を中心とした、主導性ある医師確保策の取組が求められている。</p> <p>③問題分析</p> <p>医師確保が困難な地域においては、大学病院や地域の医師会などと協力し合いながら、都道府県が地域の実情に合った医師確保対策に取り組む必要がある。</p> |
|---|

④事業の必要性

都道府県が独自に創意工夫を凝らして、へき地など地域医療の確保を図るために実施する事業に対し補助をすることで、より効果的な成果が生まれると考えられる。

(4) 事業の目標

| | | | | | | |
|--|-----|-------------|-----|-----|-----|---------|
| 目標達成年度 | | | | | | |
| 政策効果が発現する時期 | | 平成19年度 | | | | |
| アウトカム指標 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | 目標値/基準値 |
| 地域医療を推進するための先駆的な事業に取り組んでいる地域数 | | | | | | |
| (説明) 当事業はモデル事業であり、地域の実情に合わせた取組を実施していることが望ましいため。 | | (モニタリングの方法) | | | | |
| 参考指標 (過去数年度の推移を含む) | | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
| | | | | | | |
| (説明) | | (モニタリングの方法) | | | | |

2. 評価

(1) 必要性

| | |
|---|-----------|
| 行政関与の必要性の有無 (主に官民の役割分担の観点から) | (有) 無 その他 |
| (理由) 民間等の医療機関による個々の活動のみでは、その医療機関の役割や機能等に制約・限界があるなどの理由により、その地域の医療確保が図れないため、都道府県が中心となった関係者との調整が不可欠である。 | |
| 国で行う必要性の有無 (主に国と地方の役割分担の観点から) | (有) 無 その他 |
| (理由) 地域医療の確保については、各都道府県が主体となって取り組むものであるが、医療法において、国民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保については、国においても責務があると規定されており、都道府県の取組を支援していく必要がある。 | |
| 民営化や外部委託の可否 | (可) 否 |
| (理由) (社) 地域医療振興協会等の関連団体においても、地域医療のための活動を行っており、それらのノウハウ等を活用することは可能である。 | |
| 緊要性の有無 | (有) 無 |
| (理由) 特に小児救急医療・産科医療の分野における医師不足・偏在は深刻であり、かつ | |

喫緊の課題でもある。国・都道府県を交えた早急な行政機関の対応が迫られており、先般改正された医療法の中でも、医療計画制度を見直し、地域医療の確保を行うこと等が盛り込まれているところである。

(2) 有効性

| |
|---|
| 政策効果が発現する経路 |
| 地域における医師確保が行われることにより、結果として医師の充実による地域医療の確保が図られる。 |
| これまで達成された効果、今後見込まれる効果 |
| 当該事業を実施することにより、各都道府県の参考となる先行事例を集めることができるとともに、他の都道府県においてもこうした先行事例を参考にすることができ、結果として、地域医療確保の推進につながるが見込まれる。 |
| 政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項 |
| なし。 |

(3) 効率性

| | | |
|--|---|---|
| 手段の適正性 | | |
| 医師確保のための都道府県の創意工夫を凝らした事業を支援することにより、これまで費用面が障害となり取組が出来なかった都道府県の負担軽減や、国庫補助があることでの取組に対するインセンティブを与えることができ、各地域の実情に応じた有効かつ効率的な地域医療の確保対策が期待できるため、適正であると考えられる。 | | |
| 費用と効果の関係に関する評価 | | |
| 地域医療の確保に係る都道府県の先進的な取組に対する費用を一部補助することで、他の都道府県への普及が図られるなど、国民への安心・安全な医療の提供が可能となり、最小限の費用から最大限の効果につながる。 | | |
| 他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無 | 有 | 無 |
| （有の場合の整理の考え方） | | |

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

- | |
|------------------------|
| ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 |
| なし。 |
| ②各種政府決定との関係及び遵守状況 |
| なし。 |

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（案）が可決された際の付帯決議（閣法第38号（平成18年6月13日 参議院厚生労働委員会））において、地域医療の体制を整備する施策を講じるよう明記されている。

⑤会計検査院による指摘

なし。